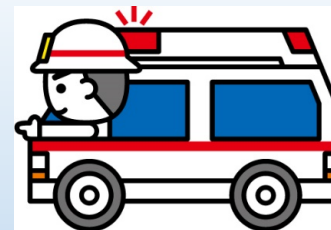
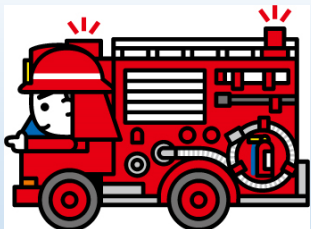


# 消防車・救急車の緊急走行に ご理解ご協力を！



消防車・救急車が緊急走行する場合には、道路交通法によって、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならないと定められており、サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下とされています。

また、走行経路は「現場到着時間の短縮」「傷病者搬送時間の短縮」「傷病者の揺れの軽減」「道路状況」などを考慮して最適経路を選択しています。

住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

